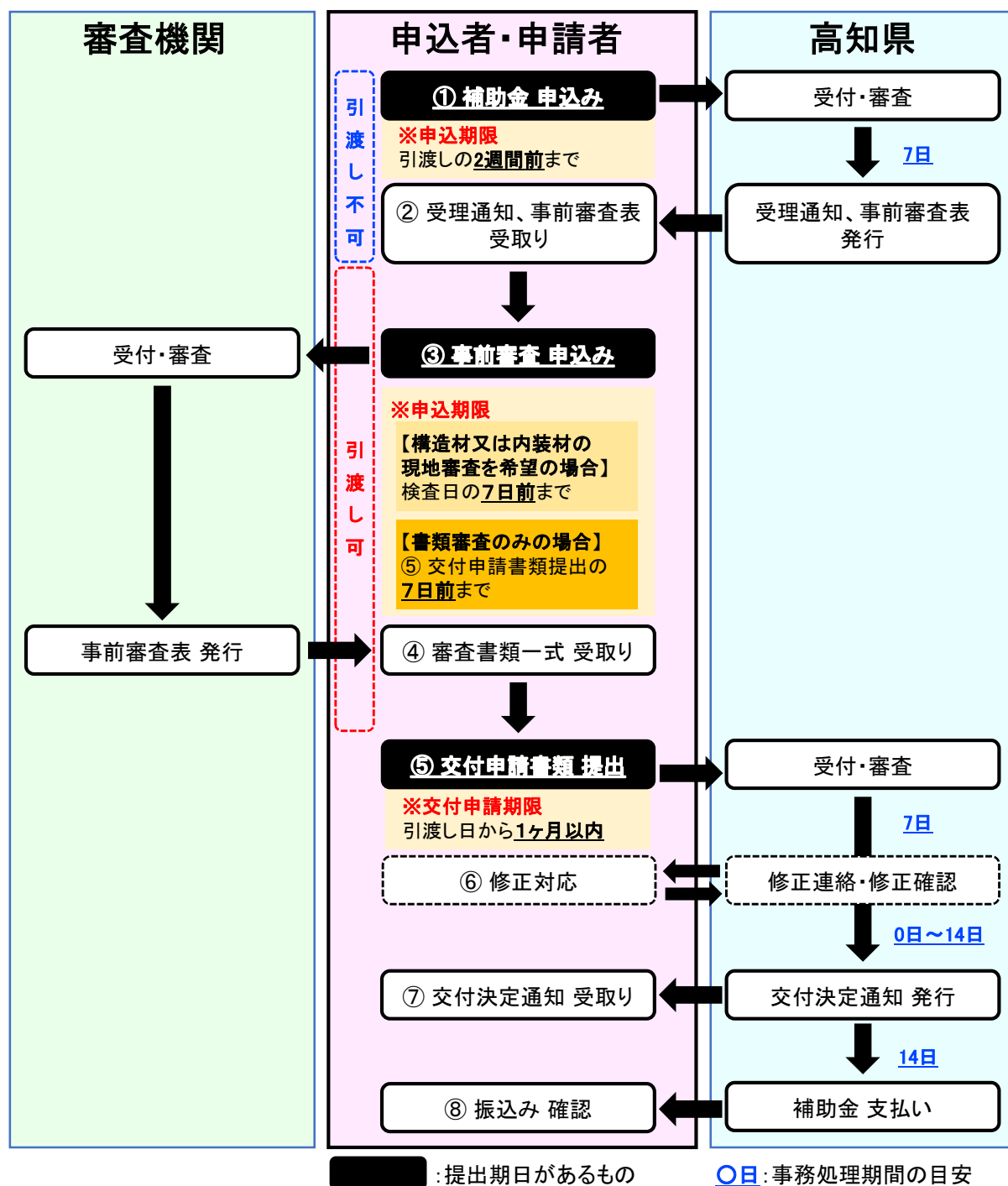


■補助金申込みから支払いまでの流れ(積上補助タイプ)



手続きに関する注意事項

- ・建築士事務所又は行政書士に申請業務の代理を委任する場合は、「① 補助金申込み」よりも前に委任状を準備してください。
- ・引渡し後の申込みはできませんので、引渡し日より前に、「① 補助金申込み」を行ってください。
- ・交付申請書に記載する新築・増築の引渡し日とは、住宅瑕疵担責任保険等の保険期間の開始日を示します。交付申請期限は引渡し日から原則1ヶ月以内ですが、引渡し日が2/16～2/28の場合3/15が交付申請期限になります。
- ・3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに交付申請書類を提出してください。
- ・「③ 事前審査」は「公益社団法人 高知県建設技術公社」へ申込みをお願いします。(幡多地域を除く) 詳細は公社HP(<https://www.kct.or.jp/pages/page0027.php>)をご確認ください。
- ・幡多地域に建築する住宅及び代理者の所在地が幡多地域のものは、県が直接審査しますので、「② 受理通知等受取り」後、「⑤ 交付申請書類提出」へお進みください。
(幡多地域: 四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村)

必要書類一覧兼チェックリスト（積上補助タイプ_事前審査あり〔幡多地域以外〕）

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	☐
事前審査（提出先：公益財団法人 高知県建設技術公社）		チェック
1	事前審査申込書 注）高知県建設技術公社HPからダウンロードすること	☐
2	事前審査表	☐
3	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（第2号様式） <u>写し</u>	☐
4	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）	☐
5	木材使用明細書兼合法木材証明書 <u>写し</u> （基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材）	☐
6	補助対象とする各部位の施工状況写真（リフォームの場合は施工前・中を数枚） 注）資料③_写真の撮り方を参照し、作成すること	☐
7	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装材の補助を受ける場合のみ）	☐
8	内装化粧仕上材対象部分全てがわかる写真（内装材の補助を受ける場合のみ）	☐
事前審査合格後、返却された書類は下記補助金交付申請書類の「19 事前審査合格書類一式」になります。		
補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	☐
2	委任状（代理申請の場合のみ）	☐
3	建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し（申請年度の初回のみ）	☐
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	☐
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	☐
6	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注）合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要	☐
7	県内産JAS製品の補助を受ける場合、県内産JAS製品と確認できる納品書の写し及び写真 注）納品書は製材等JAS認証工場が発行したものであること	☐
8	国、市町村が実施する他事業と併用する場合、補助対象経費が確認可能な内訳書 注）地域材利用が条件となっている場合、木材購入費の明細を添付すること	☐
9	含水率検査の実施写真（1枚） 注）その他の含水率検査の写真は、副本で管理すること	☐
10	検査済証の写し又は建築工事届済証明書の写し（リフォームの場合は不要） 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	☐
11	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書（新築、増築の場合のみ）	☐
12	工事完了報告書写し（リフォームの場合のみ） 注）当該住宅の建築地と引渡し日が記載されていること	☐
13	長期優良住宅加算を受ける場合、長期優良住宅認定通知書の写し	☐
14	完成写真 注）外観2枚以上、リフォームの場合は外観2枚以上と代表する居室で2枚以上添付すること	☐
15	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	☐
16	子育て加算を受ける場合、児童手当の支給対象者が2人以上いることを確認できる書類（現況届の認定書等の写し） 注）申請日までに出生していること	☐
17	申請者名義の通帳等の写し 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	☐
18	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	☐
19	事前審査合格書類一式 注）審査機関（高知県建設技術公社）の押印が必要	☐

☒：提出必須書類 ☐：申請内容によって必要な書類

書類に関する注意事項

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は訂正止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

必要書類一覧兼チェックリスト（積上補助タイプ_事前審査なし〔幡多地域〕）

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	☐

補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	☐
2	委任状（代理申請の場合のみ）	☐
3	建築士事務所登録申請書副本の <u>写し</u> 又は行政書士票の <u>写し</u> （申請年度の初回のみ）	☐
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	☐
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	☐
6	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の <u>写し</u> 注）合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要	☐
7	県内産JAS製品の補助を受ける場合、県内産JAS製品と確認できる納品書の <u>写し</u> 及び写真 注）納品書は製材等JAS認証工場が発行したものであること	☐
8	国、市町村が実施する他事業と併用する場合、補助対象経費が確認可能な内訳書 注）地域材利用が条件となっている場合、木材購入費の明細を添付すること	☐
9	含水率検査の実施写真（1枚） 注）その他の含水率検査の写真は、副本で管理すること	☐
10	検査済証の <u>写し</u> 又は建築工事届済証明書の <u>写し</u> （リフォームの場合は不要） 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	☐
11	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の <u>写し</u> 、供託に関する事項の証明書の <u>写し</u> 又は理由書（新築、増築の場合のみ）	☐
12	工事完了報告書 <u>写し</u> （リフォームの場合のみ） 注）当該住宅の建築地と引渡し日が記載されていること	☐
13	長期優良住宅加算を受ける場合、長期優良住宅認定通知書の <u>写し</u>	☐
14	完成写真 注）外観2枚以上、リフォームの場合は外観2枚以上と代表する居室で2枚以上添付すること	☐
15	子育て加算を受ける場合、児童手当の支給対象者が2人以上いることを確認できる書類（現況届の認定書等の <u>写し</u> ） 注）申請日までに出生していること	☐
16	申請者名義の通帳等の <u>写し</u> 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	☐
17	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	☐
18	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図。内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）	☐
19	補助対象とする各部位の施工状況写真（リフォームの場合は施工前・中を数枚） 注）資料③_写真の撮り方を参照し、作成すること	☐
20	補助対象部分の面積算定図、面積求積表（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	☐
21	内装化粧仕上材対象部分全てがわかる写真（内装化粧仕上材の補助を受ける場合のみ）	☐

☐：提出必須書類

☐：申請内容によって必要な書類

書類に関する注意事項

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は訂正止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。